

香芝市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和6年11月29日

香芝市教育委員会教育長 小 西 友 吉

香芝市教育委員会訓令甲第1号

香芝市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

香芝市教育委員会事務局事務決裁規程（平成5年教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、局長」を削る。

第2条中「次の」を「、次の」に改め、同条第6号を同条第8号とし、同条第5号中「に定める課長、館長、所長及び室長」を「第3条第1項の課長、同条第3項第3号の館長、同項第4号の所長及び同項第5号の室長」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号中「の事故」を「事故」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号の次に次の2号を加える。

(4) 回議 決裁又は承認を受けるため、文書をその権限のある者に回付することをいう。

(5) 合議 決裁を要する事務が他の部課等に関係がある場合において、当該関係部課等に回議することをいう。

第4条第1号中「香芝市事務決裁規程」を「教育委員会の権限に属する事務に係る香芝市事務決裁規程」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 二上山博物館に展示又は保存している資料の館外貸出しの許可に関すること。

第6条から第10条までを次のように改める。

（課長等の共通専決事項）

第6条 課長等の共通して専決できる事項は、香芝市事務決裁規程第14条に規定する課長、所長及び室長の共通専決事項とする。

（教育総務課長の専決事項）

第7条 教育総務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 公印の取扱処置に関すること。

(2) 文書の収受、発送及び保存に関すること。

(3) 財産台帳の整備保管に関すること。

(4) 公用車の使用管理に関すること。

(5) 学校施設及び設備の使用許可に関すること。

（学校教育課長の専決事項）

第8条 学校教育課長の専決できる事項は、児童、生徒の入学、転学の通知及び許可に関することとする。

(学校支援室長の専決事項)

第9条 学校支援室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 定例的な学校教育上の指導助言に関すること。
- (2) 学校職員の軽易な研修に関すること。

(保健給食課長の専決事項)

第10条 保健給食課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 児童、生徒、園児、乳幼児及び教職員の健康診断の実施に関すること。
- (2) 学校、幼稚園、保育所及び認定こども園の給食実施に関すること。

第11条及び第12条を削り、第13条を第11条とする。

第14条中「次のとおり」を「定例的な講演会、集会等の開催計画決定、実施及び奨励に関すること」に改め、同条第1号を削り、同条を第12条とする。

第15条中「次のとおり」を「定例的な講演会、集会等の開催計画決定、実施及び奨励に関すること」に改め、同条第1号を削り、同条を第13条とし、第16条を第14条とし、同条の次に次の2条を加える。

(子ども家庭部長の専決事項)

第15条 子ども家庭部長の専決できる事項は、教育委員会の権限に属する事務に係る香芝市事務決裁規程第6条に規定する部長の共通専決事項に関することとする。

(保育幼稚園課長の専決事項)

第16条 保育幼稚園課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 定例的な教育上の指導助言に関すること。
- (2) 幼稚園の職員の軽易な研修に関すること。
- (3) 教育委員会の権限に属する事務に係る香芝市事務決裁規程第14条に規定する課長、所長及び室長の共通専決事項に関すること。

附 則

この訓令は、令和7年1月1日から施行する。